

山口市が発注する建設工事の予定価格事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号。以下「財務規則」という。）第108条第2項の規定に基づき市長が入札執行前に予定価格を公表する必要があると認める場合の取扱いについて定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 山口市が発注する建設工事で予定価格の事前公表の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札による工事のうち、財務規則第108条第2項の規定に基づき市長が必要と認める工事に限り行うものとする。

(公表の時期及び方法)

第3条 「予定価格及び入札書比較価格」は、一般競争入札及び公募型指名競争入札を行う場合は公告し、指名競争入札を行う場合は入札執行通知書に記載して指名業者に通知するものとする。

2 閲覧は、前項による公告又は通知をした日から入札日の前日までの間に、現場説明書により発注課において行うものとする。

(予定価格の作成)

第4条 予定価格は、財務規則第108条第1項に基づき作成するものとする。

(入札)

第5条 入札の回数は1回とする。

2 入札書比較価格を上回る金額の入札は、失格とする。

3 落札者がいない場合は不調とし、指名競争入札の場合は指名業者を変更した上、改めて入札に付すものとし、一般競争入札の場合は改めて公告の上、入札に付すものとする。

(入札執行時の留意事項)

第6条 入札の執行に当たっては、以下について留意するものとする。

(1) 入札執行室の掲示板に入札書比較価格を記載すること。

(2) 入札執行者は、入札執行前に本入札の入札回数は1回であること、及び入札書比較価格を上回る金額での入札は失格となることについて、入札参加者に周知すること。

(入札結果の公表)

第7条 対象工事の入札結果については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱」に基づき公表する。

附 則

この要領は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。